

## 防犯設備（防犯カメラ等）整備に対する補助金

区では、安全で安心なまちの実現に向けて、町会・自治会などが設置する防犯カメラに対して、設置費の一部を助成しています。

|            | 防犯設備整備費助成<br>(区単独事業)                                                                                                                      | 地域見守り活動支援事業<br>(都区連携事業)                                                                                                                                                              |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容       | 中央区防犯アドバイザーの助言・提案を受けた防犯設備の設置費用の一部を助成                                                                                                      | 地域団体が実施する地域見守り活動に必要な費用のうち、防犯設備の整備に係る費用の一部を補助                                                                                                                                         |
| 補助率<br>限度額 | ①町会、自治会<br>2/3を助成【限度額200万円】<br>②商店会<br>※町会等と連携した場合に限る<br>2/3を助成【限度額600万円】<br>③マンション管理組合など<br>1/2を助成【限度額50万円】                              | ①町会、自治会（単独事業）<br>23/24を補助【限度額575万円】<br>②町会、自治会、商店会（連携事業）<br>※商店会は町会等と連携した場合に限る<br>23/24を補助【限度額862万円】<br>※設置経費を含めたカメラ1台あたりの整備費用の限度額は60万円まで                                            |
| 要件         | 中央区防犯アドバイザーの派遣を受けること。                                                                                                                     | 地域見守り活動（防犯パトロール）を月1回以上継続して実施すること。                                                                                                                                                    |
| 申請時期       | 通年                                                                                                                                        | 年1回予定（6月ごろ）                                                                                                                                                                          |
| その他        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金の交付は、一団体につき1回です。なお、助成金を受けて7年経過した後、その翌年度以降に再度申請できます。</li> <li>・区の予算がなくなり次第、受付を終了します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付は、一団体につき一年度1回です。</li> <li>・カメラ更新の場合は、都の助成金を受けて7年経過した後、その翌年度以降に再度申請できます。</li> <li>・都・区の予算に限りがあるため、申請しても補助金の交付を受けられない場合があります。</li> </ul> |

### 【その他共通事項】

- 1 補助金は、町会・自治会などが業者に支払いを終えた後に交付します。
- 2 防犯カメラの設置にあたり、カメラの運用基準を定める必要があります。（見本あり）
- 3 補助金申請時には、見積書、図面などの書類が必要となります。
- 4 保守費、修繕費、電気料は補助金の対象外です。
- 5 補助金交付決定前に工事に着手した場合、助成金の交付が受けられなくなります。
- 6 工事完了後、区の職員が現地確認しますので立会いをお願いします。
- 7 賃借（リース）の場合は、設置初年度分にかかる経費のみが補助対象です。
- 8 マンション管理組合が申請する場合、以下の要件が必要です。
  - （1）管理規約があること。
  - （2）管理組合総会または理事会において、防犯設備の設置について議決されていること。
  - （3）設置費用が予算措置されていること。
  - （4）当該マンションが建築基準法等に適合し、現に住宅として使用されていること。

その他、詳細については、中央区役所危機管理課までお問合せください。

### 【問合せ先】

中央区総務部防災危機管理課 03（3546）5087